国立大学法人和歌山大学教職員退職手当細則

制 定 平成18年 3月17日 法人和歌山大学規程第 482 号 最終改正 令和5年12月 8日

(傷病の程度)

第1条 国立大学法人和歌山大学教職員退職手当規程(以下「規程」という。)第3条第2項、第4条第2項又は第5条第1項第1号若しくは第2項に規定する傷病は、国家公務員 共済組合法(昭和33年法律第128号)第81条第2項に規定する障害等級に該当する 程度の障害の状態にある傷病とする。

(規程第5条の3関係)

- 第2条 規程第5条の3に規定する、別に定める一定の期間は、6月とする。
- 2 規程第5条の3に規定する、別に定める年齢は、退職の日において定められているその 者に係る定年から20年を減じた年齢とする。
- 3 規程第5条の3の規定により読み替えて適用する規程第4条第1項及び第5条第1項に 規定する別に定める割合は、100分の3(退職の日において定められているその者に係 る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあっ ては、100分の2)とする。
- 4 規程第5条の3の規定により読み替えて適用する規程第5条の2第1項各号に規定する 別に定める割合は、100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と 退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあっては、100分の2)とする。

(規程第6条の3関係)

- 第3条 規程第6条の3の規定により読み替えて適用する規程第6条に規定する別に定める 割合は、前条第3項に規定する割合とする。
- 2 規程第6条の3の規定により読み替えて適用する規程第6条の2各号に規定する別に定める割合は、前条第4項に規定する割合とする。

(規程6条の4第1項関係)

- 第4条 規程第6条の4第1項に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる休職月等の 区分に応じ、当該各号に定める休職月とする。
 - (1) 国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則による育児休業(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)及び同育児短時間勤務をした期間 退職した者が属していた規程第6条の4第1項各号にあげる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等
 - (2) 前号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一である休職月ごとにそれぞれの最初の休職月等

教職員退職手当細則

から順次数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

(規程6条の4第2項関係)

- 第5条 退職した者の基礎在職期間に規程第5条の2第2項第2号(以下「特定基礎在職期間」という。)に掲げる期間が含まれる場合における規程第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。
 - (1) 教職員として引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。) に連続する特定基礎在職期間 当該教職員としての引き続いた在職期間の末日にそ の者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員又は当該特定基礎在職期間 に連続する教職員として引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と 同種の職務に従事する職員
 - (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間 に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と 同種の職務に従事する職員

(規程6条の4第3項関係)

第6条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表1イ、ロ又はハの右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(規程6条の4第5項関係)

- 第7条 前条(第4条の規定によりみなして適用する場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員のうち、調整月額の最も高い額となる職員区分のみに属していたものとする。
- 2 調整月額のうちにその額の等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(規程第11条の2関係)

- 第8条 規程第11条の2第1項に規定する、別に定める年齢は、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢とする。
- 2 規程第11条の2第2項に規定する別に定めるものは、次に掲げる事項とする。
 - (1) 規程第11条の2第1項の規定による募集(以下この条及び第8条の3において 「募集」という。)の対象となるべき教職員の範囲
 - (2) 規程第11条の2第2項に規定する募集実施要項(以下この条及び第8条の3第 3項において「募集実施要項」という。)の内容を周知させるための説明会を開催す る予定があるときは、その旨

- (3) 規程第11条の2第3項の規定による応募(以下この条及び第8条の3第3項に おいて「応募」という。)又は応募の取下げに係る手続
- (4) 規程第11条の2第6項の規定による通知の予定時期
- (5) 第8条の3第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (6) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (7) その他必要な事項
- 3 学長は、募集実施要項に前項第1号に掲げる教職員の範囲を記載するときは、当該教職員の範囲に含まれる教職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。
- 4 学長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を 明らかにしてしなければならない。

(規程第11条の2第3項第2号に規定する懲戒処分から除かれる処分)

第8条の2 規程第11条の2第3項第2号に規定する別に定めるものは、故意又は重大な 過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分とする。

(募集の期間の延長等に係る手続)

- 第8条の3 学長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を 延長することができる。
- 2 学長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の 募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならな い。
- 3 学長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした教職員 の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達し た時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応 募をした教職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 4 学長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の 対象となるべき教職員に周知しなければならない。

(退職すべき期日の変更に係る手続)

- 第8条の4 学長は、規程第11条の2第5項に規定する認定(以下この項において「認定という。)を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた教職員(以下この条において「認定応募者」という。)が同条第8項第3号に規定する退職すべき期日(以下この条において「退職すべき期日」という。)に退職することにより大学運営に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、支障なく大学運営をするために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 2 学長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ち に、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。 (規程第4条、第5条関係)
- 第9条 規程第4条第1項、規程第5条第1項に規定する別に定める理由は、定年の定めの

教職員退職手当細則

ない職を教職員の配置等の事務の都合により退職したこととする。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第586号)

この改正細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第759号)

この改正細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第920号)

この改正細則は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成20年12月26 日法律第95号)の施行の日から施行する。

附 則(平成25年8月21日一部改正:法人和歌山大学規程第1442号)

この改正細則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1573号)

この改正細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(令和5年12月8日一部改正:法人和歌山大学規程第2695号)

この改正細則は、令和5年12月8日から施行する。

第1条 当分の間、規程第4条第1項第2号並びに第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)に対する第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第1項中「6月」とあるのは「0月」と、同条第3項及び第4項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100の3」とする。

職員及び附属学校教員	60歳
教員	6 5 歳

- 第2条 当分の間、規程第4条第1項第2号及び第5条第1項(第2号を除く。)に規定する 者に対する第2条の規定の適用については、同条第2項中「20年」とあるのは「15年」 とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条第2項中「退職の日において 定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 第3条 当分の間、規程第5条第1項第1号及び第3号に掲げる者であって附則第1条の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第3項及び第4項中の「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」は「改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合」と読み替える。
- 第4条 当分の間、規程第5条第1項第1号及び第3号に掲げる者であって附則第1条の表の左欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第3項及び第4項中の「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の

教職員退職手当細則

年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」は「100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合」と読み替える。

別表1 イ

調整額算定上の区分の適用範囲 平成 19年4月以降の期間

区分	一般職(一)	一) 一般職(二)				教育職(一)		教育職(二)			教育職(三)				医療職(一)			医療職(二)		役員 指定職		
<u> </u>	級	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算
1																				7以上		20
2																				6以下		20
3	10				6		20															
4	9																					
5	8				5		20	4		20	4		20									
6	7				5		15	4	管理職手当 Ⅱ種	15	4	管理職手当 Ⅱ種	15	8		15	7		15			
7	6				4		15	4	管理職手当 Ⅲ種	15	4	管理職手当 Ⅲ種	15	7 6		15	6		15			
8	5	5	総括的業務 を行う長	10	4		10	3	管理職手当 Ⅲ種	10	3	管理職手当 Ⅲ種	10	5	管理職手当 IV種以上	10	5		10			
		_		10	0		10	3	管理職手当 IV種	10	3	管理職手当 IV種	10	-		10			10			
9	4	5		10	3		10	2		10	2		10	5		10	4		10			
10	3	4		5	2		Е	9		-	0		E	4 3		5	3		5	_		
10	10	3	在級期間が 120月 を超える者	5	2		5	2	5	Э	2		5	2		5	2	在級期間が 360月 を超える者	5			

[※]調整額の決定にあたっては、在職していた級、適用範囲、期末手当における役職段階別加算割合の全ての要件を充たす区分のうち最上位のもの適用する。 ※上記に該当しない期間については、区分11とする。

調整額算定上の区分の適用範囲 平成 18 年 4 月以降の期間

区分	一般職(一)	職(一) 一般職(二)				教育職(一)			教育職(二)			教育職(三)			医療職(一)			医療職(二)			役員 指定職	
	級	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算
1																				7以上		20
2																				6以下		20
3	10				6		20															
4	9																					
5	8				5		20	4		20	4		20									
6	7				5		15	4	管理職手当 Ⅲ種	15	4	管理職手当 Ⅲ種	15	8		15	7		15			
7	6				4		15	4	管理職手当 Ⅳ種	15	4	管理職手当 IV種	15	7 6		15	6		15			
8	5	5	総括的業務 を行う長	10	4		10	3	管理職手当 IV種	10	3	管理職手当 IV種	10	5	管理職手当 IV種以上	10	5		10			
9		_		10	3		10	3	管理職手当 V種	10	3	管理職手当 V種	10	5		10	4					
	4	5		10	ى 		10	2		10	2		10	υ 		10	4		10			
10	3	4		5	2		5	2			2		5	4 3		5	3		5			
10		3 1	在級期間が 120月 を超える者	5	4		อ	4		5	4		อ	2		5	2	在級期間が 360 月 を超える者	5			

※調整額の決定にあたっては、在職していた級、適用範囲、期末手当における役職段階別加算割合の全ての要件を充たす区分のうち最上位のもの適用する。 ※上記に該当しない期間については、区分11とする。

別表1 ハ

調整額算定上の区分の適用範囲 平成 18年3月以前の期間

区分	一般職(一)	一般職(二)		一般職(二)		一般職(二)		一般職(二)		一般職(二)		教育職(一)		教育職(二)				教育職(三)			医療職(一)		医療職(二)			役員 指定職		
巨力	級	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職加	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範囲	役職 加算	級	適用範 囲	役職 加算						
1																												
2																				4以上 8以下								
3																				3以下								
4	11																											
5	10				5		20	4		20	4		20															
6	9				5		15	4	管理職手当 Ⅲ種	15	4	管理職手当 Ⅲ種	15	8		15	7		15									
7	8				4		15	4	管理職手当 IV種	15	4	管理職手当 IV種	15	7 6		15	6		15									
8	7	6	総括的業務 を行う長	10	4		10	3	管理職手当 IV種	10	3	管理職手当 IV種	10	5	管理職手当 IV種以上	10	5		10									
0	G	c		10	0		10	3	管理職手当 V種	10	3	管理職手当 V種	10	5		10	4		10									
9	6	6		10	3		10	2		10	2		10	Э		10	4		10									
10	5	5 4		5	2		5	9			0		E	4 3		5	3		5									
10	4	3	在級期間が 120 月 を超える者	5	4		Э	2		5	2		5	2		5	2	在級期間が 360月 を超える者	5									

[※]調整額の決定にあたっては、在職していた級、適用範囲、期末手当における役職段階別加算割合の全ての要件を充たす区分のうち最上位のもの適用する。 ※上記に該当しない期間については、区分11とする。

[※]平成16年3月以前の期間については、一般職を行政職、医療職一を医療職二、医療職二を医療職三と読み替え、管理職手当は相当する俸給の特別調整額の種別を適用する。